

第20回農業ワーキング・グループ
第9回産業競争力会議 実行実現点検会合（テーマ：農業）合同会合
議事録

1. 日時：平成26年11月25日（火）15:59～17:56

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、岡素之（議長）、長谷川幸洋、
林いづみ

三村明夫（主査）、橋本和仁

（専門委員）北村歩、渡邊美衡

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、山澄参事官

菅原日本経済再生総合事務局長代理、田和日本経済再生総合事務局次長、

岡本日本経済再生総合事務局次長、田中日本経済再生総合事務局次長

（有識者）宮城大学 大泉一貫名誉教授

（農林水産省）大臣官房 荒川総括審議官

経営局 奥原局長、渡邊農地政策課長

（関係団体）熊本県農業公社、秋田県農業公社

4. 議題：

（開会）

1. 農地中間管理機構の現状について

（閉会）

5. 議事概要：

○山澄参事官 それでは、定刻になりましたので、これより「規制改革会議農業ワーキング・グループ」及び「産業競争力会議実行実現点検会合」の合同会合を始めさせていただきます。

本日は、所用により、滝委員、田中専門委員、本間専門委員、松本専門委員が御欠席でございます。

それでは、ここからの進行は金丸座長の方によろしくお願ひいたします。

○金丸座長 本日の議題は「農地中間管理機構の現状について」でございます。

本日は、農地中間管理機構制度の所管省である農林水産省のほか、熊本県農地中間管理機構の熊本県農業公社及び秋田県農地中間管理機構の秋田県農業公社にお越しいただいております。

そして、農地中間管理機構の現場の状況について、まずは、三者を通してそれぞれ10分程度ずつ現状をお伺いし、その後、質疑応答を行いたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、まずは農水省から御説明をお願いします。

○農林水産省（奥原局長） 農水省の経営局長でございます。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、農地中間管理機構につきましては、昨年の秋に競争力会議でも、それから、規制改革会議の方でもいろいろな御意見をいただきました。それを踏まえて、昨年の10月に政府・与党の調整を経まして法律案を国会に提出したところでございます。

国会では、相当の時間を掛けて審議が行われましたけれども、衆議院、参議院の審議を経まして、昨年の12月にこの法律が成立を見ております。括弧に書いてございますが、後で見ていただきますけれども、若干の議員修正、附帯決議が付いております。国会では、全会一致ではございませんで、自民党、公明党、民主党、維新の会、生活の党、ここの賛成多数での成立ということになっております。

法律は、今年の3月1日に施行されておりまして、現在までに全ての都道府県で機構の指定が行われております。遅れおりました東京都につきましても、11月21日に指定が行われております。

4番目でございますけれども、昨年の法律の成立以後、これは制度と予算の面と両方ございますけれども、全国、ブロックに分けまして関係機関への説明、それから農家向け、企業向けのパンフレットを作つて配布するといったことで周知徹底を図つてきております。

5番に書いてございますが、特に機構、県行政の方の推進体制を整備するということが必要でございますので、2回に分けて研修会をやっております。一つは6月ですけれども、このときはローソンの新浪会長にも来ていただきまして、一番大事なのは、現場で地域のコーディネートをする人をどういうふうに動かすかということでございますが、この人をどういうふうに使っていくかということについての講演を中心によつていただきました。9月には、一番進んでおります熊本県の事例につきまして、県の方に来ていただいて、全国の機構、それから県庁を集めて講演会をやるという形で横に展開するということをやつております。このときの講演につきましては、DVDに撮りまして、これを全ての市町村に配布するということもやつてあるところでございます。

それから、本省で全ての県について県別のヒアリングを一つ一つやりまして、個別に指導する、それから、本省の方から主要県に出向いて現地調査をするといったことも続けてきているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、一番進んでいるのが熊本県ですが、今日は熊本県にお越しいただいておりますので、ポイントだけ申し上げますけれども、知事の強力なリーダーシップで進めている。それから、現場でコーディネートに当たる職員の数が40人ぐらいは準備をされている。モデル地区も既に64か所、モデル地区の中には、400～500ヘクタールで1法人を目指しているところ、基盤整備を契機として担い手に集めるところ、高齢化した果樹地帯に企業を参入させるところ、こういったものが順次進んでいるところでござい

ます。

7番でございますが、県ごとには推進体制、それから推進の状況、濃淡は相当ございまして、全ての県をこの熊本に倣っていただいて前向きに展開していく必要があると思っておりますが、現在の状況を全国的に見てみると、次のような状況でございます。

数字は基本的に8月末の数字でございますけれども、まず①は、10年後に担い手にどれだけ農地を集めのかという目標でございます。これは全国ベースで現状5割のところを10年後に8割ということでやっておりますが、これは県別につくっていただいた目標を集計すると8割になります。したがいまして、1年に換算しますと、全国合計で13万～14万ヘクタールぐらい、これを担い手の方に集めていくということになってまいります。

②は機構の専任の職員の数ですけれども、これが全国合計で500人強。県庁等の職員と機構の職員を兼ねる方、この兼任の職員の方が全国合計で100人、あわせて600人ぐらいという状況でございます。このほかにも県ごとにいろんな対応をして人手を増やしているという状況でございます。

③は借受希望者、これにつきましては、法律の中で公募をするということが書いてございますけれども、ほとんどの県で実施済みでございます。9月末の応募状況ですけれども、全国合計で見ますと、3万経営体から手が挙がっております。その希望する面積を合計すると23万ヘクタールという状況でございます。この中で企業だけを取り出して見ますと、500経営体で1万ヘクタール、こういう状況でございます。

④は県ごとにモデル地区をつくっていただいておりますが、このモデル地区も濃淡がいろいろございますけれども、全国合計で1,110のモデル地区ができているという状況でございます。

⑤は、これまでに実際に機構が借り入れて担い手に転貸したというのがどのくらいあるかということで、これは国会からの要求もありまして、8月末までの数字を出したところでございますけれども、新聞にもキャリーされております。収穫期を終えてから農地は動いてまいりますので、本格化するのは現在から来年の春にかけてということになりますけれども、8月の終わりまでに試行的にやってみたところ、これが5県ございまして、全部で500ヘクタールという状況でございます。

⑥は役員の構成でございますが、全国で555人の役員の方がこの機構にいらっしゃいますけれども、全国合計で企業の経営者が入っているところは34人、農業法人の経営者の方が21人といった状況でございまして、法律の考え方は、この経営の実務について精通している方が過半を占めるということになっておりますので、まだまだ不十分だと思っております。総じて現在のところ、県庁の現役の方、OBの方が実質的な主体となっているという状況かと思いますので、ここについては、順次改善が必要だろうと考えております。

⑦ですけれども、機構の業務の委託先ですけれども、現在、全部の機構合計で1,262のところに委託しているという状況でございますが、この委託先の中で7割が市町村、それから2割がJAといった状況でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、各県の機構につきましては、来年3月の終わりまでの実績の数字を踏まえまして、これは農林省も評価いたしますけれども、官邸の本部等でも評価をしていただいて、その結果を公表するということになっております。引き続き、優良事例の横展開を含めて、推進体制の整備を強力に指導していきたいと考えておりますが、現在主導しているポイントは大きく3つございます。

一つは、客が来るのを待っている「不動産屋」ではなくて、地域の将来をデザインして実行していく「ディベロッパー」になるというのが、今回の中間管理機構の一つの眼目でございますので、この自覚を持って、きちんと各県、特に機構に取り組んでいただくということが一つでございます。

②として、これをやるためにには、現場でコーディネートに当たる職員の体制、質と量、両方ですけれども、これを充実させることが重要だと考えております。

③で、事業の具体的な推進の仕方としては、4つのアプローチということを言っておりますけれども、1つはアのところで、各市町村あるいは各地域の人と農地の状況がどうなっているのか。市町村なり農業委員会は、こういった状況が基本的に分かっているわけでございますので、このことからきちんとアプローチをして、農地を担い手につなげていく、農地流動化の機運が盛り上がっている地域もありますし、それから、耕作放棄地が多い地域もあります。それから、担い手が十分いない地域というのも明確に分かるわけでございますので、ここをきちんと手当てをしていくというのが一つ。

イとしまして、受け手は公募をする制度になっておりまして、実際に公募で相当手が挙がっております。新規の参入企業を含めて、この手が挙がっている受け手のニーズに徹底して対応していくというのが2つ目。

3つ目として、農業法人と地域の担い手の方々が使っている農地を交換するだけで集約化が進むということもありますので、こういった方々の交換による集約化ニーズにこれも徹底して対応する。

エとしまして、基盤整備。土地改良事業をやるところについては、それを機会としてきちんと農地の集積、集約を進める。こういったことを進めていただくということで指導しているところでございます。

あの項は、資料だけ流し見ていただきたいと思いますけれども、次の4ページのところからは、昨年12月に成立をいたしました法律の中身そのものでございます。官報に載っているものですけれども、下線を引いているところが産業競争力会議あるいは規制改革会議の意見との関係で法律を工夫しているところでございます。

第1条の目的のところでは、規模の拡大だけではなくて、新規参入の促進等も書いてございます。

次のページにいきまして、上の段の第4条というところで、これは中間管理機構を県に1つ指定をするというところですけれども、ここの第2号のところで、役員の過半数が経営に関し実践的な能力を有する者という条件が法律上明確に書かれています。

第6条、下の段では、この機構の中に評価委員会を置くということも書いてございます。

7条の役員の選任のところで、これは都道府県知事の認可を受けて初めて効力を生ずるということになっておりますし、事業の実績が上がってないときは2項でもって役員を解任することができるという規定も入ってございます。

8条が、この機構の事業のやり方を書いた規定でございまして、特に第2項のところで、この規定の中に何を書くかということが明示されております。重点地域ですか、どういった農地を借りるのかとか、4号のところで、実際にどこに貸すかという配分計画の決め方、第5号で土地改良をやるときにどういう基準でやるか、第6号で、相談、苦情処理の体制を整えるといったようなことが書いてございます。

3項では、第3号のところですけれども、農地として利用することが著しく難しいところは借りないということも書いてございますし、次のページにいきまして、右側の第5号のところ、ここはどこに貸し付けるかですけれども、地域の農業の健全な発展を旨として、公平、適正にやるということが書いてございます。6号は基盤整備をどういうときにやるかですけれども、これは基盤整備だけやっておしまいになつては困りますので、農地の貸付けが確実に行われるときにそういう事業をやるということが書いてございます。

あと、下の段にいきまして17条のところでございますが、ここが機構から借りる人です。土地の受け手については、きちんと公募をするということが明確に書いてございます。区域ごとに借受けの希望者を募集する。これについては、どういう人が応募をしてきたかということは、きちんと整理をして公表するということまで書いてございます。

18条の一番左側、第3項のところでは、誰に貸すかを決めたときは、この計画の案を2週間、公衆の縦覧に供して意見を求める能够性という規定が入ってございます。

それから、次のページにまいりまして上の段の真ん中、第6項がございますが、この農業委員会の許認可が要らないという趣旨で、この利用配分計画を公告したときに、それによって賃借権なり使用賃借権が設定されて移転するという手続の規定が入っております。

下の段にまいりまして、真ん中の25条で、ここで農林大臣の評価という規定が入っております。全国的な見地から、各県の機構の事業の状況の結果を評価する。うまく進んでいくところについては、その優良事例を公表するといった規定が、この25条で書いてございます。

26条は国会での議員修正で入った条項でございます。昨年、産業競争力会議、それから規制改革会議で御議論いただいたときは、人・農地プランについて法制化することは見送るという御指摘をいただきまして、政府が出した法律案には、人・農地プランは書いてございませんでしたが、国会での議論の過程で、余りぎりぎりしたものではございませんけれども、地域の話し合いをきちんとやってもらうという趣旨の規定として、26条が議員修正で追加をされております。市町村が地域でもって話し合っていただいて、その結果を公表する。

2項が入っておりますと、この協議をするときには、新たに参入しようとする方を含め

て幅広く参加をしてもらうのだということまで書かれているという状況でございます。

飛ばしまして、10ページを御覧いただきますと、今の議員修正が書かれております。

12ページのところは、国会で付けられました附帯決議でございまして、特に記の1番のところですけれども、地域で話合いがきちんとないと、農地がうまく動いていかないということで、そこの趣旨のところが書かれているということでございます。

飛ばさせていただきまして、15ページをお開きいただきたいと思いますが、ここは機構の関連の予算でございまして、昨年度の補正予算と本年度の当初予算を合わせまして705億円、この金額が計上されております。そこに3つ大きく分かれておりますけれども、真ん中にありますのが、機構本体に対して出していく経費として314億円、左側は農地の出し手に対する補助金として253億円、一番右側の方は、農地のシステム、特にインターネットでもってその地域の農地の状況がきちんと分かるようにするというシステムを整備するための経費として110億円が計上されているということでございます。

予算の関係で17ページをお開きいただきたいと思いますが、この昨年の議論の過程で、中間管理機構のところに、農地が塩漬けになることをできるだけ防ぐようにすべきだという御指摘がいろいろございまして、それに対する答えとして予算上の工夫をしてございます。この17ページの左の下の図のところを見ていただきますと、事業費のうち、国からの補助は基本的に7割で、30パーセント分は地方が持っていたらしくということにしておりますが、ここについては、貸付率に応じて上乗せの補助金が出るような仕掛けになっております。

上方の（1）の下のところに貸付率というのが書いてございますけれども、これは、機構が借りている農地の中で実際担い手の方に転貸をしている面積がどのくらいかという比率でございます。借りたものを全て担い手に貸していれば、100パーセントということになりますし、全部塩漬けになってしまえば、0パーセントということになりますけれども、このところを右下のところに表がございますが、貸付率が高くなればなるほど、国の補助が上乗せになるという仕掛けになっております。一番右側、貸付率が85パーセントを超える、即ち機構が借りている中で85パーセントは担い手に転貸しているという状態になれば、この上乗せとして20パーセントの補助が付く。当初3年は25パーセントの補助が付きます。先ほどの左側の定率の70パーセントにこれを乗せますと90パーセント、当初3年間は95パーセントが国の方から来るということで、県の負担を非常に小さくすることができるという仕掛けをつくっております。これによりまして、滞留の防止を図ろうということでやっておりますけれども、この効果があり過ぎまして、滞留がほとんど発生しないというような状況になっておりまして、ディベロッパーとしてやるとき、ここはある程度滞留することも実は必要だと思っておりますので、ここは工夫が必要かなと思っております。

次の18ページのところからは、これは昨年の12月からいろいろ各県や市町村に説明するときに使っておりまして、この産業競争力会議あるいは規制改革会議の方のいろんな御意見、国会でもいろんな御意見をいただきましたので、それを踏まえて、各県が機構を立ち

上げるときの参考にということでつくったモデル例でございます。地域の創意工夫が大事でございますので、これを絶対やらなければいけないという通達にはしてございませんけれども、これを参考につくっていただいているということでございます。

飛ばさせていただきまして、32ページを御覧いただきたいと思います。32ページのところは先ほどちょっと申し上げましたけれども、今、どういうことで指導しているかという4つのアプローチでございます。地域によって農地の状況はかなり違いますので、どれが一番有効かというのは場合によって違うのですけれども、4つのアプローチで指摘をしておりまして、一つ、地域の人と農地の状況から出発をする、これが基本だと思っております。市町村や農業委員会は地域の状況は基本的に分かっておりますし、人・農地プランをつくる過程で、地域の農家のアンケート調査もやっておりますので、そういったことから出発をして、まず（1）では、流動化の機運が盛り上がっているところはどんどん機構が借りて転貸をする。相当な耕作放棄地が既に発生しているところもたくさんございますので、ここは公募に応じたところにどんどん貸していくということになります。

担い手が十分いないので、今は耕作放棄地が発生していないなくても、近い将来たくさん発生するという、この地域は相当な数ございますので、こういったところも早めに手を打っていくということでございます。

2番は、公募で借りたいと言っている人のニーズはきちんと分析をした上で、できるだけいろんな市町村と話をして、土地を探し出した上で受け手に貸してあげることをどんどんやっていただく。

3つ目は、法人とか担い手の方々のニーズから出発をするということで、この法人の方々はそれぞれ大きくやってらっしゃっても圃場は分散をしているのが普通でございますので、これを交換するだけで土地がまとまって使えるようになります。こういった法人同士の話合い、こういったものを進めて、そこに機構が絡む形で全部の農地を機構が一旦借りてしまって転貸をする。まとまった区画に仕立て直して転貸をするということを進めていただくということでございます。

次のページは、基盤整備をやるべきは一つのチャンスですので、このときには農地の集積、集約化をどんどん進めていただく。こういう取組を進めているということでございます。

一番最後の35ページのような農地の利用状態に早く持っていくということで、10年計画で進めているということでございます。

その次、もう一つ横長の「農地情報公開システムの整備状況について」という資料が付いております。昨年の臨時国会では、中間管理機構の法律だけではなくて農地法の改正もいたしましたが、そのときにこれまで農業委員会がつくっていた農地台帳、誰が所有して誰が借りていて、貸付の期間がどのくらいかといういろんな情報を整理しておりますが、これを電算処理システムで処理するだけではなくて、さらに一番右側の電子地図まで落として使えるようにする。現在、4割の農業委員会では電子地図で見られるようになってお

りますが、これを全てのところで整備をして公開するということを法律上義務付けております。

これができるとどういうことになるかといいますと、3ページを見ていただきますと、耕作者別の農地というのが分かるようになりますて、同じ人のところと同じ色で示せば、担い手の方々が、農地がどれだけ分散しているか、交換するだけでどれだけ変わるか、耕作放棄地がどのくらい出ているか、いろんなことが地図上分かりますので、これを基に地域の話し合いをどんどん進めていただいて、機構を活用して担い手に集積をするということです。

次のページは利用権の設定の終期、こういうものもコンピュータ上、分かるようになりますので、こういうのをどんどん使って進めていただくというためのシステム開発を現在進めています。

5ページのところにありますように、これをインターネットで誰でも見ることができますようにするという観点で、一元的なシステムをクラウド形式で構築する。政府のCIOと御相談をしながら、一番効率的で効果的なものを整備するということで現在進めているところでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、熊本県農業公社から御説明をお願いいたします。

○熊本県農業公社 熊本県農業公社、理事長の鷹尾でございます。時間も限られておりますので、早速、説明の方に入らせていただきます。

お手元の方に、資料2「熊本県における農地集積に向けた取組について」という資料、あと3枚つづりで「農地中間管理機構の役員体制について」というものを配付させていただいております。

資料2の方でございますけれども、これは農林水産省における説明会におきまして、熊本県が作成、説明をしたものでございます。それを活用しております。県の立場で一部記載をされておりますことを御承知置きいただきたいと思います。

まず、めくっていただきまして、「1 農地集積に当たっての県の問題意識」でございます。

最初、2ページの資料を御覧ください。

「農地集積の現状及び見通し」と記載しております。本県でも農家戸数の減少によりまして、平成32年までに約2,100ヘクタールの農地の遊休化が懸念をされます。こういたしますと、毎年2,100ヘクタールの農地集積が必要であること。

次、3ページでございますが、このため、3ページに記載のとおり、農地集積の取組に向けた体制整備を行ったこと、知事を本部長とする推進本部を立ち上げたこと。農業公社におきましては、評議員会の会長を知事が務めるということで、両者一体となりまして、また、関係機関の協力をいただきながら、総力を挙げて体制整備を図って取り組んできた。

この結果、資料の4ページでございますが、毎年実績を伸ばすことができました。平成25年度の農地集積の実績として、目標の2,100ヘクタールを達成したことを記載いたしております。

次、5ページをお開きください。2番、知事のリーダーシップの発揮ということでございます。

6ページ、7ページに、それぞれ事業スタート前に県の方で作成をいたしましたパンフレットあるいは新聞広告の写しを掲載いたしております。農家の方々の農地に対する思いは大変深いものがある。簡単には農地を貸していただけないというお話もございました。そこで、蒲島知事自ら、知事を信頼して、是非、自分に農地を預けていただきたいという内容、そういう内容の新聞広告なりパンフレットでございます。本県では、知事が先頭に立って農地集積を進めているということを御紹介したものでございます。

次、「3 県の単独施策の実施」でございます。県では、農地集積の実を上げるため、重点地区を指定してまいりました。これは、平成24年度から、中間管理機構が始まる前から取り組んできたものでございます。具体的には、集積への意欲があり、かつ、まとまった効果が認められるという地域を平成24年度から順次指定して、9ページの資料のとおり、今年度までに県下64地域の指定を済ませました。

これらの重点地域におきましては、次の10ページでございますけれども、県独自の交付金を創設いたしました。集落ごとにおける話し合い活動の促進を図ってまいりました。この成果につきましては、後ほど、また御紹介をさせていただきたいと思います。

11ページ、「4 農地中間管理機構を活用した動き」ということで、これが農業公社における取組でございます。先ほど奥原局長さんから、本県における取組についても一部御紹介いただきました。重複する部分もあるかと思います。

まず、12ページの資料、公社は3月5日に農地中間管理機構としても県から指定を受けました。12ページの資料は、公社の推進体制について記載をいたしております。

1番、「役員体制の強化」でございますけれども、指定に先立ちまして、理事を7名から9名、また監事を2名から3名に増員しております。12名の具体的な内訳は別とじの先ほどの3枚つづりの一番表紙、農地中間管理機構の役員体制という一覧表に取りまとめておりますので、御覧をいただきたいと思います。

次に、同じページ、2の「賃貸部門・管理部門の課の新設」ということでございます。昨年度まで業務課8名の体制でございました。今年度から新たに管理課5名、業務一課5名の10名の体制に拡充をしたところでございます。さらに現場の人員配置ということでございますが、右端の方に上から、県の出先機関でございます地域振興局に公社の職員でございます農地集積専門員14名、それから、各JAにおいて県の補助を受けて、面的専従者を雇用いただいておりますが、これを13名配置してまいりました。今年度から新たに、この一番下、地域連携推進員ということで、新たに県で地域振興局に配置をいただき、先ほど御紹介いただきましたとおり、現場で約40名の体制、事業を推進しておるところでござ

います。

3番でございますけれども、「関係機関に期待する役割」ということで、これは業務の委託でございますが、これまで農地の売買でございますとか、賃貸などに大きな役割を果たしてこられました市町村、JA、農業委員会との連携は不可欠と考えておるところでございます。それぞれ記載のような役割が期待されるところでございます。このため、公社では、業務の一部を市町村やJAに委託することとしておりまして、現在まで全て45の市町村、14JA、全てと委託契約を締結したところでございます。なお、関連業務の委託先については、先ほど別添の3枚つづりの一番最後の3ページの方に、熊本県の業務委託先、9月末現在ということでまとめさせていただいておりますので、御覧をいただきたいと思います。

事業につきましては、4月からこういう体制で本格的にスタートをいたしました。おかげをもちまして、手続の方もおおむね順調に進展をいたしております、年3回の借り手の公募、本県の場合ですと、5月、9月、1月を予定しております、このうち9月までの2回について公募が終了をしたところでございます。公募の結果につきまして、後ほど御説明をいたしますが、その前にまず特徴的な取組といたしまして、農地中間管理機構を活用いたしました地域の動き3点を御紹介申し上げたいと思います。

先ほど、奥原局長さんの御説明と一部重複するところはあろうかと思います。13ページをお開きいただきたいと思います。「大規模な法人設立と効率的な生産体系の検討」と記載してございます。これは県央地区に所在しますA地区の取組でございます。先ほど御説明をいたしました重点地区64か所のうちの1か所でございます。この地区では、経営面積200ヘクタールを超える農業生産法人、構成員が243名でございますけれども、これが11月12日に設立をされました。法人の設立を契機といたしまして、構成員の全農地を中間管理機構である公社が借り受け、一括して法人へ貸し付けるという方向で現在進めておるところでございます。この法人では、その借り受けた農地を利用いたしまして、米、麦、大豆の低コスト生産を目指すという取組がなされる予定でございます。

次に、14ページの資料を御覧ください。基盤整備事業と農地中間管理機構、一括借上げ再配分による一体的取組と記載いたしております。県北に所在いたしますB地区における事例でございます。ここも先ほどと同じく重点地区の一つでございます。こちらの地区では、平成25年度からスタートをいたしまして、経営体育成基盤整備事業、受益面積が35.1ヘクタールでございますが、これに合わせまして、受益地内の農地のほとんどを公社が借り上げまして、認定農業者等の担い手8名、面的にまとまって貸し付けるということを予定いたしております。これによりまして、事業採択時の集積面積34パーセントを、さらに73パーセントへと大きく引き上げることとなるわけでございます。

この2つの事例につきまして、重点地区における成果であろうと考えておりますけれども、特に一度にまとまった面積で分散した圃場を解消できるなど、担い手への集積と農地集積を効果的に進めることができる取組ではないかと考えておるところでございます。

最後の事例でございますが、15ページをお開きください。企業参入との連携による取組

と記載いたしております。県東部、C地区における事例でございます。企業の参入を契機といったしまして、農地中間管理事業の活用を図るものでございます。企業参入につきましては、これまで県により積極的な取組が進められてまいりましたが、これはその事例の一つでございます。鉄道関係グループ企業におきまして、高齢化の進む果樹農家の経営を引き継がれるもので、既に昨年度参入をいただきました。現在、2.5ヘクタールの農地を5年後に10ヘクタールに拡大される計画でございまして、拡大に際しては、当然、農地中間管理事業の活用をいただく予定でございます。既に今回の公募にも応募いただいているところでございます。

次の16ページに、詳しくこれまでの企業参入の実績、成果をまとめさせていただいています。これは県における取組でございます。県では、農林部内に担い手企業参入支援課という専門の部署を設置いたしておりまして、積極的な企業参入を推進されてまいりました。21年度以降、5か年間累計で98件の参入、営農面積256ヘクタール、このうち耕作放棄地が33パーセントに当たる85.7ヘクタールを占めるようになります。記載のとおりの実績でございます。公社では新規参入企業の応募につきまして、県の担当課と連携しながら対応を進めていくこととしております。

17ページの資料は飛びまして、18ページ、農地中間管理機構が実施をしました借受希望者の応募状況について御説明申し上げます。

まず、①に記載のグラフでございますが、5月と9月に公募しました2回分を合計して、4つの表に整理したものでございます。

まず、左のグラフ、借受希望者でございますけれども、合計で648名。これは5月が256、9月が382と、ほぼ同じようになっておりますが、このうち個人が532、法人が116となっております。

法人の内訳でございますが、②、下の方に記載をしております。下段に記載をしておりますとおり、参入企業が10社、農業法人が106社という内訳になっております。

次に、①の表のグラフの次から順に借受けを希望する農用地の種類、田畠の別、借受希望者の所在地の内訳、借受希望のあった公募地区。これは熊本県の場合、県内101の地区に分けて公募しておりますけれども、それぞれ御覧のとおりでございます。借受希望者の借受農地の希望地域も県下満遍なく各地域に及んでいるのかなと考えております。

また、応募いただきました借り手につきましては、現在、業務委託先である市町村やJAと一緒にになってマッチングを進めているところでございます。なお、貸付先決定ルールということで、別添、3枚つづりの2枚目「熊本県」と題しましたところに、農地中間管理事業規程第9条の抜粋を付けております。本県の農地利用配分計画決定の方法として定めているものでございます。

簡単に御説明いたしますと、第1項に貸付相手方の選定の原則、第2項に貸付相手方の要件、第3項～5項にかけて優先順位の考え方、第8項に貸付機関という内容になっております。本県の場合、国でお示しをいただきましたモデルと若干分けております。国の方

では、担い手がたくさんいる地域とそうでない地域に分けた選定方法をお示しいただいておりますが、本県におきましては、むしろ担い手が多かろうが少なかろうが、それぞれ一体どれだけの方が貸付を希望されるのか、あるいは農地の貸出しを希望されるのか、その実際のバランスを見て判断すべきであろうということで、今回このような貸付ルールを県と相談しながら取りまとめたところでございます。今後、申請状況等を見ながら、また必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

最後に、19ページの資料でございます。事業を進める上で課題ということで整理をいたしております。4点記載をしております。出し手とのマッチング、制度の周知等々記載しております。実は、現時点では私どもは農地の借受希望者に対して、出し手の農地が大変少ないという状況がございます。いろんな事情があろうと、特に周知がまだ十分できていない。ここに書いてありますとおり、期間の問題であるとか、物納の希望の問題、いろいろあろうかと思っておりますが、今後、事業を円滑に推進していくためには、しっかりと周知にも努めていますとともに、県や関係機関を始め国の御支援もいただきながら、これらの課題解決に取り組みまして事業の成果を上げてまいりたい。公社挙げて一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

皆様方にも、なお一層の御理解と御支援をお願いいたします。私の方からの説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、続けて秋田県農業公社から御説明をお願いいたします。

○秋田県農業公社 秋田県農業公社の三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

資料に沿って、要点を絞り御説明いたしたいと存じます。

まずは、秋田県農業の概要について、ごく簡単にお話をさせていただきます。2ページ目でございます。秋田県内には3つの1級河川が流れていますが、その水系に沿って耕地が展開し、水田面積は北海道、新潟県に次いで全国第3位となっております。また、圃場整備率は80パーセントを超えまして、1戸当たりの経営面積は2.5ヘクタールと全国平均の1.4倍でございます。また、認定農業者の数は9,600経営体、これもまた全国第4位となっております。しかしながら、農業産出額1,800億円ほどのうち、米がその64パーセントを占めておりまして、米に大きく依存した体制となっております。

次のページに進みます。このような秋田県農業の課題でございますが、まず、1つ目は、米の消費量の減少や価格の下落などを踏まえまして、米に依存した生産構造から転換することが喫緊の課題であります。また、担い手への農地集積率は、下の右のグラフのとおり年々増加しており、平成24年度では66パーセントとなっておりますが、売上高が大きい農家の割合は全国に比べまだまだ小さく、規模拡大によりまして担い手農家を育成することが必要と考えております。このページの左側の表を御覧ください。これは農業産出額の推移でございます。この茶色の1のところが米の産出額でございます。米の産出額の減少そ

のものが県全体の農業産出の減少にそのまま結び付いているという状況にございます。ちなみに、グラフの一番左側の昭和59年頃は、米価が60kg当たり1万9,000円程度、今年のあきたこまち、8,500円の倍以上の価格でございました。また、転作率もその当時は15パーセントの水準でございましたが、その後、価格、作付面積ともに減少し、現在の状況に至っているところでございます。

4ページ、このような状況を踏まえまして、県は米依存からの脱却や担い手の育成などを主眼としたふるさと秋田農林水産ビジョンを今年6月に策定いたしましたが、その内容でございます。

オレンジ色の吹き出しにありますように、生産数量目標の配分廃止までの4年間、緊急かつ集中的に実施するため、農政改革プランというものを立てておりまして、その内容が記載のとおりでございます。その一つが、強い担い手づくりと複合型生産構造への転換を内容とする構造改革の加速化であります。2つ目が、条件不利地域における水田の畠地化や地域特産物の生産拡大を内容とする中山間地域対策があります。そして、3つ目は、飼料用米や大豆などの作付拡大、大区画圃場整備などによる構造改革を支える水田対策の3点であります。

この資料には記載してございませんが、県ではこれらの対策を進めることによりまして、現在の米依存率64パーセントを、平成30年までには50パーセントに低下させることを目標に掲げております。このため、黄色の矢印の2つ目でございます。農地中間管理機構を活用し、担い手への集積率を現状の66パーセントから今後10年間で90パーセントに増加させることを目標に掲げております。

6ページ目の推進体制でございます。まず、役員体制でございますが、4月の機構の指定を受けまして、商工会連合会専務理事と農業法人協会会長の2名を新たに理事に追加いたしました。また、内部体制でございますが、これにつきましても、下の表にありますように、農地集積課などを新設し、人員を大幅に拡充、6名から15名に拡充いたしました。

若干説明いたしますと、この中の3名は、3つの市からそれぞれ現役の中堅の職員に出向してもらいました。私が各市町村を回りまして、お願ひいたしましたところ、農政実務の経験がある職員3名に来ていただいております。

3の市町村等の連携につきましても、私ども、これまで農地保有合理化事業におきまして、北海道に次ぐ実績がございます。そのような事業の信頼関係を基に業務を市町村等へ委託しております。下の図の業務委託マッチングという矢印でございますが、県内25市町村ございますが、そのうち、市町村に17、地域農業再生協議会が5、そのほかに市町村の農業公社、これを合わせまして8ということで、25の内訳でございます。

7ページ、制度の普及活動についてでございます。資料に様々記載してございますが、このような機会を捉えまして、これまで制度の普及に努めてまいりました。特に稻刈りの終了時期に合わせまして、6万部のリーフレットを作成し、全農家に配布済みでございます。また、現在も説明会、相談会を集中実施中でございます。

8ページの重点地区につきましては、説明を省略させていただきます。

9ページに進みまして、借受公募の実施状況でございます。当公社では、7月から借受希望の公募を全市町村で開始いたしましたところ、これまで8,000ヘクタールを超える借受希望がございました。ここには記載してございませんが、現在、第2回目の公募を終え集計中でございますが、この8,000に加えまして、さらに5,000ヘクタール程度の新たな借受希望が上積みされる見込みでございます。

○の2つ目、一方、貸付の希望でございますが、これは随時、受け付けてございますが、残念ながら10月末時点では、1,200ヘクタール程度の申込みにとどまっております。このうち360ヘクタール程度につきましては、12月に担い手への貸付が行える予定でございます。

また資料を進みまして、11ページでございます。モデル事例を2つ簡単に紹介させていただきます。モデル事例の①でございます。これは県内陸部の平場の水田地帯に位置する区域でございますが、従来の米偏重から、園芸メガ団地の整備と基盤整備による大区画化を合わせて進めることにより、米、大豆、園芸作物の複合経営の確立を目指している地域でございます。

下の図のA、B、Cの区域につきましては、昨年度に公社が210ヘクタールを3つの法人へ既に集積済みでございます。残されましたDの区域につきまして、今年度から基盤整備を開始しております。新たに設立する法人に30ヘクタールの集積を予定してございます。これらによりまして、この地域全体の集積率は、約9割まで上昇する見込みであります。

モデル事例の2つ目でございます。当地域は写真でお分かりと思いますが、中山間に位置しております。これまで排水不良で畑作物に不向きな区域でございましたが、大豆、リンドウ、アスパラガス、小菊などによる複合経営の確立を目指すため、田畑輪換が可能となる基盤整備事業を、今、実施中でございます。この事業を契機に、法人が新たに設立されておりますので、機構を通じて、当該法人に農地の80パーセントを年度内に集積させる予定でございます。

それでは、最後に14ページの課題と対応でございます。

まず1点目は、出し手農家へのPR強化でございます。制度スタート時は、私どもは出し手農家が殺到し、受け手農家が見つからないのではないかというような危惧を抱いておりましたが、先ほどお話しいたしましたように、これまでの公募で1万3,000ヘクタール程度の借受希望が既に寄せられております。一方、貸出希望は、まだ1,200ヘクタール程度にとどまっており、私どもの想定とは全く逆の状況となっております。そのため、農地の面的集積だけではなく、分散錯囲の解消を図るために、出し手農地が絶対的に不足している状況がございます。

今後の課題といたしまして、受け手農家も必要でございますが、今後は農地を貸していくだけ、特に高齢農業者などを対象とした説明会や、リーフレットの配付などによる周知を図るほか、農業委員会が行う農地調査と連携し、出し手農家の探索をより強力に進めてまいりたいと考えております。

2つ目は、支所体制の整備でございます。来年度以降、借受農地の条件整備要望が増大すると見込んでおりますので、その要望に対応するため、地域ごとの整備需要に応じまして順次支所を設置してまいりたいと考えております。しかし、この業務に精通している人材が絶対的に不足しているのが実情でございます。このため、市町村等と連携し、その人材確保が今後の大きな課題となっております。

最後、企業参入と新規就農者の確保でございます。農業への企業参入につきましては、県内でもこれまで15社ございました。今後も増加が期待されてございます。このため、関連企業へのダイレクトメールや商工関係者との意見交換など、農業外への情報発信機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。また、新規就農者につきましても、Uターン就農者を中心に近年回復基調にございます。このため、県の新規就農対策などとタイアップし、新規就農者の経営基盤確立に向けた取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、追加の縦の3枚の資料でございます。農地中間管理機構の役員体制でございます。このようなメンバーでございますが、若干説明させていただきますと、私ども秋田県農業公社は、今から10年ほど前に、当時の農地管理公社と畜産開発公社等々の6団体が統合、合併した組織でございます。基本的には、県、市町村、農業団体等からの出捐による事業を行っているということから、その構成メンバーをこのまま引き継いだのが現状でございます。それぞれの農業団体の協力、あるいは様々な御支援をいただくという趣旨でこのようなメンバー構成になっている状況でございます。これにつきましては、今後、様々な見直しが必要なものと認識しております。

2枚目の利用配分計画の決定方法、これは国のモデル例と全く同様でございますので、説明を省略させていただきます。

3枚目の業務委託先は、先ほど説明したとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。

初めに三村主査より御意見を伺いたいと思います。

○三村主査 ありがとうございます。発足早々ですけれども、非常に可能性のある運用がなされているということを、今、お伺いしまして、誠に喜んでおります。これがうまくいくかどうかというのは、ポイントとしては、借受けを希望する者がニーズに合った農地を確保できるということだと思います。

その中で申し上げたいのは3つありますけれども、一つは、貸付先の決定ルールであります。農水省が参考モデル例として示した貸付先決定ルールですと、地域内に十分な担い手がいる場合と十分な担い手がない場合とで区分分けしておりますが、十分なという定義もよく分からない。今、熊本の方からお話をありましたように、むしろ熊本方針は非常にうまくいっていると思いますので、これをデファクトスタンダードとして全国に普及す

べきだと考えますが、いかがでしょうか。農水省からも、熊本の方式は非常に高く評価しているというプレゼンテーションがありましたのでいかがでしょうかということでございます。

2番目に申し上げたいのは、農地の借受希望者との交渉をJAに委託している都道府県は、思ったよりも少ないということで結構だと思いますけれども、ただ、やはりJAのみが委託先となった場合には、組合員と非組合員がいれば、やはり組合員を優先させる傾向があると、これは否めないことだと思っております。JAも協力してもらうのは非常に大切なことだと思いますけれども、JAだけではなく、様々な主体が委託先となるように農林水産省として委託先をチェックして、都道府県を指導すべきではないだろうかと思っております。JAが委託先になった場合には、公平性を担保するために都道府県が委託業務を適切にチェックするよう農水省は指導すべきではないかと考えております。

3点目ですけれども、目標に対する進捗と評価であります。先ほどお伺いしました借受希望者がたくさんいるというのは大いに結構なことだと思いますけれども、最大の問題は貸付が非常に少ないとということで、まだ実際に成約したのは、500ヘクタールということで少ないと。これは、ただ単に収穫期が終われば大丈夫だということなのか。貸付者が少ないとということは、ニーズに見合った農地を借り受けることができるということに反するわけでありまして、この辺の目標設定はどうするか、農水省としてはこれまでの状況をどう評価するのか。これは後でまた聴かせていただきたいと思います。

以上であります。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、今の3点について、奥原局長から回答をお願いします。

○農林水産省（奥原局長） まず1点目ですけれども、貸付先の決定ルールのところですが、うちから各県にお示ししたモデル例の中では、確かに担い手が十分いる地域といない地域を分けて書いてございます。これは県によって、市町村によって違うのですけれども、我々、新規参入をどんどん入れたいと思っています。耕作放棄地もこれだけ増えていますので入れたいと思っていますが、やはり地域の中の状況はいろいろですので、ここを考慮したときにどういうやり方が一番円滑に新規参入が進むのだろうかと、こういうふうに考えているわけでございます。

担い手が十分いる地域といない地域、これは我々、平成24年度から人・農地プランを始めたときに、県、それから市町村とのアンケート調査を相当やりました。これをやりましたら、自分たちの地域は担い手がいなくなって将来大変だというところが半分あるのです。そういうところはもう合意をしてもらって、どんどん新規参入を入れていかなければ、将来、耕作放棄地だらけになってしまします。そういうところにどんどん入っていただくようなことを、まず進めていくことが必要だと思っております。

熊本のケースは担い手が十分いるかどうかを分けないで、一本でやっているのですけれども、一本にする代わりに人・農地プランを配慮するというのが両方にかぶっています。

国がつくったモデル例は、この地域を2つに、十分いるところといない地域に分けることによって、十分いるところでは、これは農地の出物が出たら担い手の取り合いになっていますので、ここは人・農地プランを考慮することはしようがない。けれども、そうでないところは人・農地プランは考慮しないで、外部の人がどんどん入れるようにするという、こう分けることによって、いろんな地域で新規参入が入りやすいように配慮するというつもりでつくってあります。熊本は新規参入についてもアレルギーはほとんどありません。実際に、JR九州とか、果樹園の新規参入で入られておりまますので、熊本は一本にしても全く問題ないと思っているのですけれども、他の地域で一本化すると、逆に新規参入を人・農地プランを口実に排除するところが出てくる可能性もあると思っておりますので、これは地域の状況を見ながら、新規参入が進みやすいように工夫をしたいと思っております。

担い手が十分いるかどうか、ここについては、個別にチェックしなければいけません。地域別に受け手を公募していただいておりますが、これを見ると、半分ぐらいのところは担い手が十分いるという地域になっておりますけれども、これはデータをよく見なければいけませんので、その地域で耕作放棄地がどんどん増えているのに担い手が十分いると言われても、これは実態とは違うという話になりますから、これは個別のチェックをこれからきちんとさせていただきたいと思っております。

2点目ですけれども、農協に委託するのかどうかということで、法律上は委託する先は基本的に制限しておりません。どこに貸すかという決定行為はどこにも委託してはいけないことになっていますので、機構本体が判断しなければいけませんけれども、他の実務の業務については、県の承認を受ければ、どこに対しても委託することはできるようになっています。これは機構本体が委託するときに、ここに任せて大丈夫かどうかは当然判断しますし、その上で都道府県知事も承認する以上、ここだったらできるということをきちんと判断した上で委託をすることになります。きちんとしなければ、こここの委託は取り消すということに当然なります。そういう意味で公平性の担保をきちんとやりながら、ここは進めていくということでございます。

全国の農協もいろいろでございますので、本当に真剣に農地の流動化を公平に進めているところもありますし、それがうまくいっていないところもありますから、ここはきちんと選別することを各県とも連絡を取りながらきちんとやっていきたいと思っております。

3つ目ですけれども、事業の評価、これは非常に重要なことでございますので、3月までの数字が出た段階で県別の数字をきちんとチェックをして、農林省もやりますし、官邸の本部でもきちんと見ていただく。当然これは必要になってくると思います。やはり農地が動くのは、例年そうですが、収穫期が終わった後、秋から翌年の春にかけて、作付けまでの間で動いていくのが大宗でございますので、先ほど御説明したのは8月末現在で500ヘクタール、既に動いたところがあるという数字を御説明しましたけれども、大きく動くのは今の時期から例年春にかけてでございます。

これは今の受け手の公募の状況からすれば、かなり動くとは思っておりますけれども、

この受け手の方で公募に応じた方がいるからといってその面積が全て動くわけではありません。秋田県のケースでは、貸す方の人も募集している形になっていますが、法律制度では貸す方は募集するという制度に基本的になってしまいません。募集していただいてもいいのですけれども、そこは各市町村、農業委員会は自分たちの地域の農地の状況はきちんと分かっている。特に24年度から人・農地プランをやって、地域の話し合いも進めていれば、自分たちの地域は高齢化が進んでいて、5年先、10年先にはこのぐらいの農地が、受け手がなくなるということも大体分かっていますので、そこで機構をうまく使っていただいて、機構が公募している受け手の人にうまく結び付けるという作業ですので、このところを、これから各県、それから機構、これが市町村もうまく巻き込みながら成果を上げていただぐ。基本的にこういう発想だと思っております。

現時点で3月までにどれくらいの数字が動くか、まだめどがつきませんけれども、ここはさらに各県には積極的に動いていただきたい、できるだけの成果を初年度から上げていきたい。10年かけて担い手が使う農地を5割から8割に増やすことですけれども、できるだけ初年度で弾みがつくような数字を上げるようにさらに指導をしていきたいと考えております。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方。

では、橋本議員、お願いします。

○橋本議員 どうもありがとうございました。私も以前、三村主査と一緒に農地集約のことについて勉強したことがあるのですけれども、そのときには極めて難しいのではないかという印象を持っておりました。しかし、今日お話を伺って、少なくとも2県においては実行されていて、特に熊本県については大変うまくいっているということで、大変驚いて、ある意味では力づけられた次第であります。

3点、私も質問とお願いがあります。

まず1点目は、熊本県では、本当にうまくいっているなと感じたのですけれども、なぜそんなにうまくいっているのかという分析をしていただきたいと思います。御説明で分かりやすいのは、JAにいらした知事が、そういう意味で農家の方が知事に対して一定の信頼感がある中で、一生懸命取り組まれてこられた。これはもちろん大変重要な要素であると思いますけれども、果たしてそれだけなのでしょうか。なぜそんなにうまくいっているのかという点について、分析をしっかりとしていただく必要があるのではないかなと思います。それを全国展開することにおいても極めて重要なポイントだと思いますので、是非、その分析をお願いしたいと思います。

2番目は、秋田県のお話を伺っていて、これは熊本県も同じでしたけれども、予想と違って農地の受け手の方が非常に多くなっています。それだけメリットがあるのだと皆さん思っているということですので、力づけされることなのですけれども、逆に考えると出し手が少ないとということになります。これは今後、非常に重要なポイントで、出し手が少な

いということは、インセンティブ設計が必要なのだろうと思うのです。このインセンティブ設計には、出すことによるインセンティブをどう設計するのか、現在やっているインセンティブが知られていないから出ないのか、または、インセンティブが足りないのかという観点と、もう一つは、持っていることによるインセンティブというのがあるために、土地を持ち続けているということも当然あるのだと思うのです。その辺の分析も十分されているのだと思いますけれども、合理的なものについてはもちろんそのまま残すとしても、国はもとより、農家の方にとっても持っていることのインセンティブよりも出した方のインセンティブがかえって良いという方向に持っていくことが極めて重要だと思うのです。この辺もしっかり分析した上で、合わせて提示をする必要があるのではないかなと思いました。

3番目ですけれども、お話を伺っていて不思議に思ったのは、熊本県は随分うまくいっていますけれども、よく見ると、多くはお米を栽培している農地になっています。つまり、先ほどの御説明によると、集約された土地の多くは、お米と他のものと組合せでの経営もしておりますけれども、メインはお米だけとなっています。他方、秋田県のお話を伺っていると、お米では駄目なので、やはりお米以外に変えていくという方向で取り組まれているわけですけれども、この違いは一体何なのか。また、お米については、秋田県が60kg当たり8,500円と言っておられて、これは5,000円ぐらいまでにしないと国際競争力が得られないなどという議論もあるぐらいですけれども、熊本県では、作期を3回に分けて、あと麦などと組み合わせて経営すれば、十分に、お米ベースでも競争できるということなのでしょうか。その辺も分からなかつたので。これは全国展開のときの1つのポイントになると思いますので、質問させていただきたいと思います。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、前半部分を農林水産省にお答えいただきます。

○農林水産省（奥原局長） まず、熊本がなぜうまくいっているかということで、この分析が必要だというのはおっしゃるとおりだと思います。言われましたように、知事のリーダーシップ、これはものすごいと思います。知事のリーダーシップで、県庁の方々も本当に真剣にやってらっしゃるのはよく分かりまして、我々、各県かなり現場も見てやっているのですけれども、率直に言いまして、キーパーソンがいるかどうか、これが決定的に違うという感じです。

今日はお呼びしていませんが、例えば埼玉県。ここも県全体がどうかというのがあるのですけれども、羽生市、これは新聞にも出ましたが、都市の周辺ですけれども、イオンがこここの水田を借りて米を初めてやるという話が進んでいますけれども、この羽生市の担当の課長の方が本当に一生懸命やっています。地域をまとめようという本当にリーダーシップを発揮できる方がきちんといれば、その地域は動いていくということだと思いますので、こういう方々をいかに人数、質をそろえられるか、これが一番大きな決め手なのではない

かなと我々は思っております。あとで両県から御指摘がございましたら、聞いていただきたいと思います。

もう一つは、出し手が少ない、ここインセンティブをどうするかという話ですけれども、これだけ高齢化が進んでおりますので、潜在的に農地の出し手はいっぱいいるはずなのです。今は自分の体が動いて米を作っていても、5年先、10年先はもう自分はできなくなる、こういう状況なのです。24年度から地域で話し合っていただいて、そういうときの道筋をつけようと思って、この地域の話し合いの人・農地プランというのをやってきておりますので、それぞれの地域はそれなりにそういう思いはだんだん強くなってきてていると思いますが、そろそろ人に貸さなければいけないのだけれども、あの人に貸したくないとかというのが現実には相当あります。中間管理機構をつくるときも現場の農家と相当話しをして、単にAさんからBさんに貸すということをお勧めするだけでは進まないので、中間的な公的な受け皿をつくった方がそこは進みやすくなるという発想で中間管理機構というのを考えてきたという経緯もございます。この地域の話し合いをきちんとベースにしながら、インセンティブもつけてどんどん出していただく、これを進めていくということだと思います。

インセンティブをどうやってついているかということですが、資料1をもう一回、御覧いただきたいと思います。資料1の15ページのところ、これは関連の予算が書いてございますけれども、これの一番左側ですね。ここは機構への農地の出し手に対する支援ということで、この出していく方にインセンティブをつけるための補助金制度を仕組んでおります。(1)と(2)がありますけれども、まず(2)の方は機構に対して土地を貸していく個々の農業者の方、この方々に、もう自分はこの際、農業をやめる、リタイアするために一定の補助金が付くような仕掛け。(1)の方は、個人ではなくて、その地域で話し合っていただいて、相当な面積を機構の方に預けるという決断をしていただいたときに地域に対してお支払いする補助金ということで用意しております、こういったものでインセンティブをつけて進めるということをやっているわけでございます。出し手の方は、ぽつぽつ小さい面積が出てきても受ける方は困ってしまいますので、地域でまとまっていただいて相当大きな面積を出していくことが農地の集積、集約を進める上で必要なポイントと考えております。

3つ目ですけれども、米の問題をどう考えるかということだと思いますが、基本的に米だけではなかなか農業生産、農業経営をうまくやっていくというのは難しい状況だと思います。熊本はもともと米もありますけれども、野菜ですか果樹ですかいろいろなことが行われている地域なのです。ところが、東北の秋田とかこういうところは米に偏重といいますか、ほとんどが米でもってやっているような地域でして、そういうところでこれから農業経営をやっていくためには、米と他の作物をうまく組み合わせて、収益性も高めながらやっていきませんと経営が安定しませんし、経営が安定しないと農地の受け手として発展しないということになります。そこは、やはり米と他の作物を組み合わせるとか、米

単独でやる場合には、販売や加工の方に進出して6次化を進めるとかというようなことをうまく進めていくことが農地を流動化する上でも必要なポイントと考えております。

○金丸座長 ありがとうございます。

先ほど来、熊本県はうまくいっているという皆さんからの評価があるのですが、そのうまくいっている自己分析がおありであればそれをお聴かせいただきたい。あと、今お米の話が出ましたので、お米でも熊本県ではどういう競争性を今後担保されていくのかというお考えがあれば、併せてお願ひいたします。

○熊本県農業公社 実績がまだまだ上がらない中で評価をいただいて大変恐縮しておりますし、また大変プレッシャーを職員一同受けておるところでございます。

まず、大変御評価をいただいているところとして、先ほど12ページで御説明いたしました、公社の本部のみならず出先機関、振興局に農地集積専門員を公社の職員として配置をした、実はこれが大きなポイントの一つと思っております。農地の問題は、長い間やはり市町村が大きな情報も含めてウエイトを握ってまいりました。農業委員会も含めて、地域の農地情報は全て市町村に集まっていたわけでございます。県が重点地域を平成24年度から設定したことに合わせまして、この重点地域における徹底的な話し合い、このコーディネーターとして現場で日々汗を流したということが今日の成果につながっていると私どもは考えております。市町村と現場の農家の方々との間でコーディネーター、触媒、こういう役割を果たしてきたということが大変大きかったと思っておるところでございます。

2点目のお話でございますけれども、お米のお話でございますが、まず、本県の農業の標準的な姿から御紹介したいと思います。先ほど奥原局長さんからお話があったとおり、大体平均1戸、1.6～2ヘクタールが平均的な農家でございます。大体50アールほど施設園芸、野菜作りをやって、残り1～1.5ヘクタールで米作りをやる、こういう経営体が本県の代表的な典型的な経営でございます。大体高齢化をしてまいりますと、農家の方々が一遍にやめるということよりも徐々に規模縮小していく。野菜は続けるけれども、米はまとめてどなたかお願ひできないか、こういう形になってくるわけでございます。もともと農地中間管理事業による集積というのは土地利用型農業を対象にしたものであろうと思っております。そういう点からいたしますと、米ということを一つターゲットにした取組ということを進める実益は本県にとっては大きいのかなと考えております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方から。

では、浦野さん、お願いします。

○浦野座長代理 少し細かくになりますが、いい事例だと思って詳しく聴きたいのですが、熊本県の事例で13ページです。本来、出し手と受け手とが一体となって新たに農業法人をつくるという話ですね。その場合に、この農業法人の構成員になる方々は、出し手の方々が、ほとんどの方がここに参加されたのかどうかですね。この農業法人の土地がこういう

形で一団のものとなったときに、本当にブロックローテーションがうまくいき始めると思うのです。そうなったときに、ここから先、さらに販売とか加工とかといった面でも、これだけ200ヘクタールを超えるような内容だとやっておくことはできると思うのですけれども、そういったところの見通しをお聴かせ願いたいのです。

まず、基本的にこういう発想自体は、人・農地プランとか、そういうところから来ているのか、そこらも含めて今後、全国展開していく上では、この例というのは、新たな法人をつくるというのは非常に良いやり方かなと思ったものですから、少し詳しくお聴かせください。

○金丸座長 お願ひいたします。

○熊本県農業公社 それでは、まず人・農地プランとの絡みでございますけれども、基本的にこのモデル地区は地域における話し合いを、活動を促進するということで進めてまいりました。当然、そこには人・農地プランの考え方に入っているわけでございます。

2つの地区が重点地区として指定をされて、この話し合いの結果、240名の方々から御賛同をいただいて法人設立に至ったというところでございます。なお、地区全体の方が全て参加したかということになりますと、全体の面積はもう少し広うございます。全てのエリアを入れて1,000ヘクタール、確かにこの2つの重点地域で600ヘクタール程度ではなかったかなと私は記憶しておりますが、そのうち御賛同いただいた二百数十名、200ヘクタール以上の農地が今回まとめることができたということでございます。

○金丸座長 よろしいでしょうか。

それでは、他の委員の方、ございますでしょうか。

では、一番奥の渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 私も熊本県の鷹尾理事長さんに大変うまく進んでいるということで、それについてお伺いしたいのですけれども、その次の14ページに県北部B市の経営体育成基盤整備事業の例ということで出ておりますが、この集積前から集積後まで大体どのぐらいの時間を掛けてこういうふうな分散錯圏の集約が進むのかという、このタイムスパンについてお伺いしたいと思います。

その質問の意図というのは、やはり担い手への面積集約以上に、生産性の向上のためにには分散錯圏の解消というものが大変重要になっておりますので、中間管理機構だけではなくて、こういう基盤整備事業との組合せによって初めてこういうことが成り立つと思います。その辺りの時間的なものをお伺いしたいと思います。

○金丸座長 では、お願いします。

○熊本県農業公社 では、私の方から。私は4月に就任をいたしまして、実はこのB地区は重点地区の一つでございます。平成24年度に指定を受けました。当時、どういう形で指定に至ったかというのは、申し訳ございません、今、資料がありませんので御紹介できませんが、基盤整備の計画は25年度からの計画、その前年にこの地区を重点地区として指定をし、地域での話し合い活動を促進しながら担い手への集積をさらに進めるという話し合いが

行われてきたと考えておるところでございます。

○渡邊専門委員 すみません、私の質問は、いつこれが集積後になるのか。平成26年なのか、27年なのか、30年なのか。

○熊本県農業公社 事務局長よりお答えさせてもよろしゅうございますか。

○金丸座長 どうぞ。

○熊本県農業公社事務局長 事務局長の米倉でございます。

この地区におきましては、現在、公社で中間管理権を取得しておりますが、12月末には貸付けが完了する予定でございます。

○渡邊専門委員 そうすると、でも、基盤整備は別に一晩にして出来上がるわけではないですね。

○熊本県農業公社事務局長 はい。基盤整備が平成25年に済んだところと、今からずっとやっていくところがございますけれども、全部まとめて機構が35ヘクタール借りまして、それで貸付けをするという形になっています。

○渡邊専門委員 そうすると、もう今、熊本県の中間管理機構さんがこの35ヘクタール全部の中間管理権を持たれていらっしゃると。

○熊本県農業公社事務局長 そうです。

○渡邊専門委員 その後、基盤整備事業を何年ぐらい掛けてやっていくことになるのですか。

○熊本県農業公社事務局長 ここの計画では30年までですね。地区ごとにやっていきますので。

○金丸座長 どうぞ。

○熊本県農業公社 もともと経済育成基盤整備事業については、県の既存の事業で県サイドで県内の各地、対象地域をピックアップしながら、県の計画として策定をしたものでございます。県の事業でございます。これに後で私どもがその地域の状況を見ながら、ここはさらに集積を図る可能性がある地域であれば、そこを重点地域として指定をいたしまして、専門員を配置して地域の話し合いをさらに進めるという活動を促進してきた結果が、今回の集積の率の向上につながっていると御理解をいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

○渡邊専門委員 分かりました。先にこの基盤整備事業の方があつたということですね。

○熊本県農業公社 そうです。

○渡邊専門委員 すみません、そこで奥原局長さんに、今後の農地集積のスピード感についてお伺いしたいのですけれども、10年間で扱い手に8割まとめるためには、年間13万から14万ヘクタールまとめていかなければいけない。それに対して、今、500ヘクタールで今年どうなるのか全然分かりませんということだったのですけれども、要するに10年間で130万から140万ヘクタール動かすために、やはり最初のうちは量が多いと思うのです。動かしやすいものが最初に動く。一方で、これから何年か掛けて農地情報公開システムが整備さ

れていって、今は直ちに把握できない土地持ち非農家がどこに相続しているのかとか、そういうことが明らかになって流動化の働き掛けが進むようになっていく。

こういうふうなところで、例えば最初の3年間で毎年1割ずつではなくて、ある程度最初の方に多めにやっていくということが大事になっていくと思うのですけれども、その辺りのもしもめどをお持ちでしたら、最初のうちにこれだけはやっておきたいという、そこを教えていただきたいと思います。

○金丸座長 お願いします。

○農林水産省(奥原局長) 現在は各県ごとに目標を立てていただいておりますけれども、10年後こうするということで、それを均等に10年間達成するということでとりあえずは考えております。これは1年間やってみないとどのくらいのところまで行くかよく分かりません。軌道にきちんと乗せていくことが大事ですので、この1年間、来年の3月末までの状況をまず見て、事業の設計を少し修正しなければいけないところが場合によってはあるかもしれません。

熊本が一生懸命やっていただいているのですが、全ての県が熊本並みになっているわけではなく、3月で締めてみたときに数字が本当にどのくらいになるかも、今の時点で確かな数字のめどを持っているわけではありませんので、これを1年間やってみて、当初3年ぐらいできちんと軌道に乗せるのをまず目標にしてやっていくということだと思います。軌道に乗せて優良事例をどんどん横に展開しながら10年掛けて本当に担い手のところに8割の農地が集積する、これをを目指して着実にやっていきたいと思っております。

○渡邊専門委員 ありがとうございました。

○金丸座長 北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 ありがとうございます。私は1点お伺いしたいのですけれども、秋田県のところで6ページに農地保有合理化事業を進めてきた経緯があるということをお書きになっています。農地集積円滑化事業が実際に現在でも行われているわけで、その団体に所属している農協とか土地改良区農業公社等が中間に入って事業を進めているわけなのですけれども、これと中間管理機構とを今後どのようにしてまとめていくとなさっているのか。これはどこかの時点で、農地中間管理機構へ移行した方が良いのではないかと思います。契約が切れるまで待つということになると10年も掛かるというようなことで、早く経費を下げる大きな目標があるわけですから、その辺のところはどういう時点でどのように推進していかれるのかお聴かせいただければと思いました。

○金丸座長 では、秋田県農業公社、お願いします。

○秋田県農業公社 私ども先ほども説明したとおり、県では売買は農業公社、賃貸につきましては市町村という役割分担で行ってまいりました。ただ、公社の中でも賃貸の事業もかなり大きな面積を取り扱っております。そしてまた、今年度から機構事業がスタートいたしまして、これは私どもの希望とすれば、様々な農地の売買と貸し借りは同時並行的に発生するものだと考えております。また、きちんとした集約化が最終の目的でございます

ので、そうすることは基本的に足並みをそろえてやるということで、現在は市町村等との連携が極めて良好にいっているという状況にございます。先々のことを申し上げると、本来は一本化が望ましいと、私どもの立場としては考えております。

○金丸座長 どれぐらいの時間を掛けて一本化とかされる御予定とか、イメージはありますか。

○秋田県農業公社 これは私どもだけできることではございません。まだ制度が動いたばかりでございますし、先ほどの説明のとおり、まだ貸し手農地が極めて少ないという状況でございますので、余り立派なことを言える立場ではございませんので、少なくとも数年間はきちんと実績を積み重ねるということがまずは重要と考えております。

○金丸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大泉名誉教授 制度が始まったばかりですので軽々に言えないところもあるのも事実だろうと思います。農地を取り巻く状況をどのように認識するのかということが大事なのだろうと思うのですが、私は、最近大規模経営がどんどんできてきてている背景には、借り手の市場になってきていることがあると思っています。放っておいても今の状況では大規模化がどんどん進んでいるという状況だろうと思います。しかしながら、その借り手、担い手が少ないというのが実際の農村の中から聞こえてくる現実ではないかと思っております。

ですので、担い手と農地をいかにマッチングさせるかという、この作業が必要になってくるのだろうと。しかし、その作業は個別に小さな面積が色々な形で出てくるので、小回りのきく組織、もっと言えば、不動産業者だとか開発ディベロッパーだとか、そういう方々の方がうまくやれるのではないかと思うかと思っております。

そこに農地情報システムのようなものがあれば、それを見ながら民間の人、借り手、貸し手が自由に判断して集団化をしていくのではないかと考えております。農水省が農地中間管理機構をおつくりになる、それはそれで非常に意気込みやよしと思うのですが、今日の話をどう理解したらいいのか難しいところがあるなと思いました。

要するに、借り手の期待は高くて、借り手は出てくるのですね。ところが、出し手が出てきておらず、農地が集まってきていない。これは、一般的に言われている農地の需給関係、マーケットと状況が違うのですね。農村の現状は、農地の出し手はいるけれども、借り手はいないという私の認識がもし正しいとすれば、それとは逆の現象が農地中間管理機構では起きていているということになります。そうすると、農地中間管理機構という組織自体に何か問題があるのか、まだ始まったばかりで浸透していないからそうなのか、ということを少し真剣に考えなければいけないのだろうと思うのです。

5月ぐらいには大体の傾向が分かると思います。その時点でもなおマッチングがうまくいかないということになってくると考えざるを得ないというのが1点です。

もう1点は、市町村に業務委託するというところが出てきますけれども、農業委員会に委託するというのは余りないので、市町村に頼んだ中に農業委員会があるのかもし

れませんが、農業委員会と市町村というのは本来別のものだというのが公式見解であり、もしそうだとすると、先般、規制改革会議は農業委員会への見直しの提言をしておりますが、行政委員会として農業委員会というのは機能するのかどうか、市町村と一体化でもいいのではないかということになりはしないのでしょうか。その辺はどうですか。農業委員会というのは果たして本当にこういうときには機能するのかどうか。もちろん、農業委員会の権利設定については、中間管理機構の制度上、外していますから、そこで機能していないのだという話はあるのかもしれません、組織自体が果たして必要なのかどうか。その2点です。

○金丸座長 答えられますか。

どうぞ。

○農林水産省（奥原局長） まず、最初の点ですけれども、大泉先生の認識はそのとおりだと私は思っています。現場では、やはり借り手市場で、高齢化がこれだけ進んでいますから、放っておいても、大きい経営者の方はどんどん土地を預かってくれと言われているのが実態だと思います。

どちらかと言えば、問題はそれを受けたる手が十分いない、だから耕作放棄地が増えているところもあるわけです。具体的に高齢の出し手の方が人に貸すという決断をするかどうかは別にして、潜在的予備軍として出し手はいっぱいいるのです。面積もあるのです。これをいかに借り手の方が使いやすい形でうまく結び付けていくかというのが中間管理機構の一つの課題です。

今日、秋田が御説明された資料の中に貸し手の方を募集していくこちらの数字が少ないというのが入っていたのでそういう印象を持たれたかもしれませんけれども、この中間管理機構の設計は、受け手の方については公募することにしていますが、出し手の方については公募は義務付けていません。これは、地域の中でそれは当然分かっていて、高齢化が進んでいるからどんどん農地が出てくる、ここを市町村や農業委員会とも相談しながら、いかに機構を使ってうまく借り手の方に結び付けるかということをやっています。出し手のインセンティブとして補助金も付いていますので、中間機構を信頼して貸してもらわなければいけないです。だから、熊本みたいに知事を信頼して貸してください、ここが非常に大事なところで、飽くまで貸す相手は機構です。機構から誰か農家が借りるときのそちらの人に貸しているのではなくて、飽くまで出し手としては機構に対して貸す。機構は第三セクターで、法律でいろんな縛りがかかっていて公平にきちんとやってくれるという思いで、ここに信頼して貸してもらうということが一番大事なことですので、ここを補助金も使いながらどんどん進めていくということだと基本的に思っております。

実際、この結び付けをどこまでできるか、3月までにどこまでいくかというのはありますけれども、本当に各県、各市町村まで分かっていただいて、ここの取組をやっていかないと軌道に乗りませんので、とりあえずそこを軌道に乗せることを最優先で物事を考えているということです。

○大泉名誉教授 熊本も出し手が少ないのですね。

○農林水産省（奥原局長） そこは人・農地プランや何かと連携をきちんとやっていただくということです。具体的に貸しますよと手を挙げた人がいるということではなくて、地域の中にも高齢化がどんどん進んでいて、自分は5年先、とてもではないけれども、できないという人はいっぱい増えていますので、これはまとまった形で少しづつ早めにこの機構に貸していただくというのをいかに誘導するか、こういう話だと思っています。

もう一つは農業委員会の関係ですけれども、市町村に委託をするというときには、この市町村の内部には農業委員会も含んでいると整理しておりますので、市町村に委託をしたときに市町村の行政当局と農業委員会が相談しながらやっていただくことは構わないという体制でございます。

それと、農業委員会と市町村が一体化すべきではないかという点につきましては、規制改革会議の方から農業委員会の在り方についても6月に御提言いただいておりますので、これを踏まえて、今、法制度の整備に向けて検討を進めておりますので、機能する形の農業委員会をきちんとつくり上げて、そこと、この機構がうまく連携することによって成果を上げていくという発想で考えております。

○金丸座長 どうぞ。

○大泉名誉教授 今の話は、実質的に市町村に業務委託しているというときには農業委員会も一体化しているということですね。

○金丸座長 どうぞ。

○農林水産省（奥原局長） 市町村の中に農業委員会も含んでいるという理解です。

○大泉名誉教授 分かりました。

○金丸座長 どうぞ。

○秋田県農業公社 先ほど出し手が少ないという議論がありましたが、現場のお話を少しさせていただきたいと思います。数値は先ほどの説明のとおりでございます。現場の声を聞きますと、確かに数量的には、今は農地の借り手市場ということでは間違いございませんが、ただ、借り手の方々は、言葉でいうと拒否できない借り手市場なのです。というのは、いろんな地縁、血縁がございまして、頼まれると分散したところであっても受けざるを得ないということで、かなり分散した土地を抱えている、それが一番の悩みと聞いています。よく冗談で言うのですけれども、田んぼの中で作業する時間と機械が移動する時間がほとんど同じということまでも言われています。ですから、今回の事業の中では、面的な集積は極めて重要ですけれども、団地化をするというのでしょうか、分散錯圏を解消するということが受け手側にとっては極めて大きなインセンティブになろうかと思っています。

まだこれは私ども出し手農家が極めて少ないとということ、私どもの反省がございます。と言いますのは、この制度創設の議論の際には、耕作放棄地対策というものがかなり強く前面に打ち出されました。そこでかなり条件不利地域のところについては、機構なり国が

条件不利地域を多分丸抱えしてくれるのではないかという期待がかなり多くございました。それにつきまして、私どもは、これは絶対そういうことはできないのだと、飽くまでも借りる、借り手のある土地しか借りることができないのですよということをきつく言い過ぎた感じがございまして、今、反省してございます。

あとは実際の農業者の意向ですが、実際に経営している方々、兼業農家であっても、そろそろ貸出しをしたいという意向があるのだけれども、うちに帰るとじっちゃんが反対してねということがあります。これは私、職員には言っておるのですが、様々な説明会等では、余り出し手インセンティブ、金銭を先に言ってはならない。飽くまでも先祖伝来の土地を地域のために有効活用していただくために協力していただきたいと、これをまずきちんとお話をし、その際に、もし必要であれば、国の様々な協力金等の支援があるので、それを活用していただきたいと、この順番を間違ってしまうと、高齢農業者のプライドを傷つけることになりはしないかと、そのようなことを日々職員に言っておるところでございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。今日、熊本と秋田から現場のお話を聞かせていただいて、大変勉強になりました。やはり何よりも現場の声というのが大事だなと思っております。その中で出てきましたのが、出し手農家へのPRの強化という秋田県さんの資料の14ページにも書かれているところです。特に高齢農業者の方にとって現在の仕組みというものが従来の仕組みとどこが違うのかという点は、なかなか分かりにくいくらいではないかと思います。

奥原局長に質問させていただきます。10年間で担い手を8割にという目標の実現については、シミュレーションをもちろんなさっていると思いますが、資料1の32ページの1番のところに、アプローチとして（1）（2）（3）と書かれております。それぞれの（1）（2）（3）の場面に、1のアプローチの中の3つの場面についてアプローチを変えて書いてらっしゃるということなのですが、ここの御趣旨をもう少し、このアプローチがどういう違いがあるからどういう意味を持っているのかというのを教えていただけないかと思います。

例えば、インセンティブの在り方についてもこのアプローチと関係するのではないかと思います。せっかく今回のスキームのために補助金などを設けていても、既存の他の制度の補助金において矛盾したり、補助金のインセンティブを中和してしまうようなものがあると効果が上がらないことになってしまいますので、制度の一本化も含めて、現在お考えのアプローチをもう少し具体的に御説明いただけないかと思います。

○金丸座長 では、お願いいたします。

○農林水産省（奥原局長） まず、高齢者に分かりにくいというお話をございましたが、ここはきちんとPRしていくなければいけないところで、我々、農家向けに、特に高齢者向

けにパンフレットもつくって、そこは丁寧にやっているつもりでございます。ただ浸透がどのくらい進んでいるかということはあります。従来のスキームですと、AさんからBさんに貸すというスキームでそこをあっせんする仕掛けとかありましたけれども、今回はその個人個人の話ではなくて、間に公的な第三セクターとしての農地中間管理機構というものを設け、要するに貸す相手は先ほどから申し上げておりますように、飽くまで中間管理機構です。ここに貸していれば賃料の取りっぱぐれは全くありません。貸している間に知らないうちにそれが耕作放棄地になってしまったりすることもない。これは予算の手当でもされておりますので、借りている土地については、転貸すればもちろん受け手がちゃんと管理するということになりますが、それまでの間も機構がきちんと管理をするような予算も付いておりますので、ある意味、安心して、この機構であれば貸していただくことができますよと、それがある意味最大のポイントです。そこに、知事に自分を信頼して貸してほしいとか、こういう話もセットになって、安心して出し手の方が出していただく。これを誘導することが一番ポイントですので、ここのPRはさらに気を付けてやっていきたいと考えております。

4つのアプローチの点ですけれども、この1番目に書いてあることが一番基本的なアプローチだと我々思っております。平成24年から地域でもって話し合っていただく、5年先、10年先に自分たちの地域がどういうふうになりそうか、耕作放棄地が発生しないで、ちゃんと若い人たちがやっていける状況になるのか、ならないのか、これを自分たちで見極めていただいて、耕作放棄地が増えたりしないように、もう高齢な方はだんだんある人に農地は集積しようということを話し合っていただくというプロセスを平成24年度からやっています。毎年1回、この話合いは繰り返していただいて、1年経てば皆さん年を取りますので、そうやって状況を一步ずつ前進させるということでやっておりまして、各市町村あるいは農業委員会は自分たちの地域の人と農地の状況がどういう状況かというのは大体分かっているはずです。中にはよく分かっていないところもあるかもしれませんけれども、多くのところは分かっているわけですので、それであれば、このことをベースにしてきちんとした対応を取っていくということになるわけです。

そこに(1)～(3)まで書いてありますけれども、話し合う過程で自分たちの地域の将来展望を開くために、そろそろ誰か担い手のところに貸していくかなければいけないのだという合意形成が大体できているところ、こうなっていれば、中間管理機構に皆さん農地をまず貸していただいて、機構の方でどなたにどの部分を使っていただければ一番効率的になるかを判断しながら、これは地元との相談も当然ありますけれども、そうやって機構を使って出していく、こういう話になるのです。

補助金は、この機運が盛り上がっていいようなところで盛り上げるために使うというのが一つの方式だと思っています。特に地域に対して出す補助金は、この補助金を使うことで、地域全体として機構を使って農地を担い手に集めていくのだという合意形成をするためにうまく使っていたただくのが一つのポイントだと我々思っております。

(2) は現実に相当な耕作放棄地が発生している。これも耕作放棄地は客観ベースで今28万ヘクタールぐらい全国であるのですけれども、この中で半分ぐらいは木が相当生えていて再生することは不可能だと思っています。こういうところは法律上も機構は借りないという整理になっておりますので、耕作放棄地で機構が借りるのは、残りの15万ヘクタールぐらい、ここはそんな木がたくさん生えているわけではありませんので、ちょっと手を入れれば耕作ができるというところですので、こういったところは機構がその農地をまとめて借りることによって、受け手の担い手の方に貸していく、これを進めていくという発想です。

ある市町村で耕作放棄地がまとまって存在をしているというときに、隣の町の法人経営でやっている大規模な経営者の方がそこに目を付けて、その隣町の市町村とも話をして、ある程度、基盤整備もしてもらいながらまとまって農地を借りて、耕作放棄地を借りて、そこで農業生産を始めているというケースもありますので、この耕作放棄地がまとまっているところは一つのチャンスですから、こういうところにうまく受け手が入っていくようにする。こういうケースでは、出し手の方の補助金はほとんど使う必要がないと基本的に思っておりますので、補助金がインセンティブになるというのでは必ずしもないと思います。

(3) で書いてあるのは、今は耕作放棄地がそれほど出でていないのですけれども、その地域で話し合をすれば担い手が十分いないということが明確になっているところです。ということは、5年先、10年先は耕作放棄地が相当増えるという話になってしまいます。であれば、ここはうまく農地流動化の機運を盛り上げていく必要がありますので、こういう場合は地域の補助金もうまく使って、中間管理機構を使いながら新しい新規参入の人も入れて、農地を担い手の方に移していく、こういうプロセスを進めていく、こうしたことだと思いますので、地域の状況によって補助金の使い方もいろいろですし、目的はとにかく耕作放棄地が発生しないように、しかも優良な農地ができるだけ担い手の方々ができるだけまとまった面積を使って、効率よくできるように、こうすることを常に考えながら、その地域をまとめるために必要な場合に補助金を使う、こういう発想で考えているということをございます。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。今、御説明いただいた中で、個人に貸すのではなく、中間管理機構に貸すのだからと。確かに制度としてはそのとおりなのですが、中間管理機構として指定を受けた団体は、前からある既存の団体が知事から中間管理機構として指定を受けているだけなので、一般人からは中間管理機構という顔は見えないわけですね。いろいろな複雑な紙が束のようになっても、パンフレットを見ると、そこに中間管理機構という名前は出てこない場合もありますので、やはり制度としてはこうなのだというのと分かりやすさは少し区別しなければいけないのではないかと思っています。

あと、今、御説明いただいたアプローチの3点なのですが、私が読むと、具体的には(1)

～（3）は、先に機構が借りた後で転貸するのか、転貸先を探した後で準備するのかという、そこが違うのかなと思っていまして、塩漬けを恐れて中間管理機構が動いてしまうとこういったところもワークしないのではないかということを考えると、先ほどの補助金の在り方というのも見直していく余地があるのではないかと思います。

○金丸座長 では、長谷川委員、お願ひします。

○長谷川委員 今、林さんがおっしゃったことと関係するのだけれども、やはり紙がたくさんあっても複雑でよく分からぬと思うのです。私、熊本の成功例は人の要素だと奥原局長も熊本の方もおっしゃっていて、そこが非常に大きいのだろうなと思いました。紙、チラシを見ると、熊本のくまモンが全国的キャラクターで有名になってしましましたけれども、この裏側にある熊本日日新聞への掲載だと、蒲島さんの写真も載っていて「知事に農地を預けていただきたい」というセリフが書いてあって、蒲島さんはもともと有名な方ですけれども、こういうキャラの立った人がこういうポスターを作つて配っているということは、今の林さんのお話にも連関するのだけれども、要するに一目で分かる、一発で分かる。では、やってみるかという感じになるということが一つの成功の大きな要因なのかなと。それを是非、奥原さんのところで、熊本はこういう具合にキャラを立ててやつたらうまくいったのですよということを各県に宣伝していただきたいなと思います。

今日、この場には政治家の方はいらっしゃらないようですから、私があえて言いますけれども、これは政治家から見たら、こういうポスターあるいはチラシが配られるということは大変なことです。本当に大変なことです。しかも、皆さん、来年春に何があるか御存じですね。今日は記録に残っているから私は言いませんけれども、来年の春のことを考えたら、やはりこういうシステムをちゃんと動かして実績を上げたら、これは県として非常に売り込みになるのだと考えると思うのです。だから、それも奥原さんも胸に秘めて、是非、全国に宣伝していただきたいなと思います。

あえて付言すれば、もちろん行政の立場としては、初めから全てがうまくいけばいいのだろうと思いますけれども、一方、経済の原理でいいたら、私は熊本が大いに大成功して生産性をどんどん上げていってしまえばいいと思うのです。そうすれば、遅れたところが、これは大変だという話になって、何とか熊本に追い付かなければという話になるわけです。それが実はエンジンになって物事が回っていくのだと思うのです。ですから、そういうある種、地域間競争が起きて、言わばそれを促してもいいということを念頭に置きつつ、奥原さんのところで是非、宣伝していただきたいなと思いました。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、岡議長、お願ひします。

○岡議長 先日、私も大変進んでいる熊本の横の鹿児島に行ってきました、農業に従事される方々や中間管理機構の幹部の皆さんとお話を機会がありました。結論的に申し上げると、知事のリーダーシップの重要性と、親身になって現場で動けるコーディネーターの

ような方々が必要だということを大変強く感じました。そういう意味では、長谷川さんがおっしゃったように、熊本の良い例を横展開、情報提供するということではないかなと。もう一つは、農地台帳をシステム化して、どこに誰のどういう土地があるかが一目で分かるような状態に早く整備していただき、それを活用することが大変効果的ではないかと思いました。

鹿児島でお邪魔した農業生産法人では、やる気のある若い方が大勢働いているのですが、「もう少し収入が増えたら、ここで家族を持てるのだが」という声も聞かれました。そういう若い方々が農業従事者となって家族を持っていけるようにするためにも、農地を集約し、生産性を高めていくことが大変重要な要素だろうと感じた次第でありまして、中間管理機構の機能が最大限発揮されることを大いに期待しておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○金丸座長 ありがとうございました。

田中次長、何かありますか。いいですか。

私も今日の感想を述べたいと思うのですが、農地中間管理機構の制度設計に当たりましては、奥原局長と十分すぎるぐらいいろんなやり取りを繰り広げまして、今日、お話を伺いした限りにおいては、あの当時の規制改革会議が抱いた懸念については十分御配慮いただいているようとして、まず、いわゆる不良在庫を余り持たないという点においては、むしろ今は農地がどんどん出してくれれば次の担い手に受け渡しがスムーズにいっているという話があったので、それはすごく良いことだなと思いました。

あとは御意見にもあったのですけれども、この組織というのは、従来、県の中に既存の組織がなかったかというとそうではなくて、あったのだけれどもうまくいかなかつたところに、これが農水省としてはある意味で最後のキラーコンテンツというか、ソリューションでもあったわけです。そうすると、従来の組織ができなかつたことがなんで新しい組織が登場すればできるかというと、今日も奥原局長のお話の中にあった、公が間に入るのいろいろ個人の農地を所有している人たちが安心して貸せるのではないかという、こういう特徴といいますか、利点があったのですが、そこについてはまだ浸透も行き届いていないこともあって、もともとの設計のときのコンセプトというか、方針からすると、もうちょっと頑張っていただきたいいけないのかなと思いました。

もう一つ大きかったのが、これは産業競争力会議も同様だったと思いますけれども、新しい器の異なる点は経営陣だったと私は思うのです。今日は秋田の理事長からお話を伺いしたのですけれども、今のところスタート時点なので当面いわゆる横滑りみたいなスタートだったということですが、これも農水省にはお願いをして、今後、進捗度合いを数字で把握させていただき、余り結果が出ないと、経営陣は、当然ですが、サッカーでも何でも結果が出なければ変わっていただくというようなことがPDCAサイクルに盛り込まれていますので、是非、経営陣の最適化については、理事長の下で引き続き御検討いただきたいと思いました。

今後のプロセスについては、お話を伺いしていて、全然関係ないのですけれども、私どもの業界といいますか、コンピュータ業界で実はプログラミングの技術というのが随分変わったのですが、その変わったポイントは、従来のプログラミングというものは手続型で、シーケンシャルにあるプロセスを順番に経て書いていくということだったのです。

ところが、今はそんな時代はとっくに去って、手続型ではなくて、要素を全部集めて、その要素を全部見て最適化設計していくという、これはオブジェクト指向とかと言うのですが、今日、公募のプロセスと意思決定に至るやり方について、鷹尾さんのところで感じたのは、いわゆる新しいオブジェクト指向型というか、いろんな要素を集めてみて、その前提とかプロセスを前後するのではなくて、合わせてトータルにデシジョンする。それが知事のリーダーシップの下、それから私も昨年は熊本県の経営局長や振興課の課長さんにも来ていただいて東京でいろんな御説明を聴いたのですが、割と横連携が県の中でできている雰囲気が相当あったので、そういう意味では、横断的な横串で物事を見ていくて決定することと、先ほどのオブジェクト指向型というか、要素を全部集めてトータルで結果を出す、デシジョンするということは合っているのではないかなと思いました。

そういう意味で、国が地方自治という制約の中で示すガイドラインと、そして、地方自治というか知事のリーダーシップの下でアローワンスもあって、結果を出していただければいいので、今後、引き続きどういうやり方が良いかは結果も見ながら、また熊本の例なども皆さんからも自ら発信もしていただければ、少しでもより良い道筋が開けるのではないかなと思いました。

そして、あと、12ページの熊本県の体制の中で先ほど来指摘されていますが、この右側の農地集積専門員、面的集積専従者、地域連携推進員というのが現場で40名ぐらい活動していて、トータルで50名体制だということなので、これは熊本の地区は101と先ほどおっしゃいましたか。要するに100ぐらいの地区に対して、これぐらいの人数を現場に配備することによって、現場の声とかコミュニケーションが良くなつて、では貸してみようかということが起り得るという話になつたので、これは別の農業委員会の議論の中で、農地利用最適化委員というような位置付けで新しい法案なども検討いただいているわけですが、そこは合わせて奥原さんのところで、ここのイメージというのですか。もう少し熊本の現場も聴いていただいて、法案を整備しようとしている農地利用最適化委員とイメージがどうなのか、全く別物なのか、近いのか。近いのであれば、これはインテグレーションするようなことも是非御検討いただければと思いました。

最後に、三村主査からまとめの言葉を頂戴したいと思います。

○三村主査 私は製鉄会社の人間なのですから、製鉄会社はたくさんの製鉄所を持っており、全体の効率を上げるためにトップランナー方式というもの、要するに一番優れた成績を上げているところの取組を他製鉄所に横展開する、まねさせるというものを導入しています。最初にそれを導入したとき、あそこの設備は自分たちよりも良いのだとか、注文内容が全然違うのだという意見があり、なかなかうまくいかなかったのですけれども、

しかし、優れたプラクティスというのは必ず移入できるものだと思っているのです。個々の地域の違いはあろうともです。ですから、今日お二方のお話を伺いましたけれども、1つでも2つでも3つでも、このようなトップランナーと目される中間管理機構を早くつくり上げるということが必要なのではないだろうかというのが一つの印象です。

2番目ですけれども、私は、農業改革には残された時間がないと思うのです。10年後はどうなってしまうのでしょうか。地方の再生も時間がないのと同様です。おっしゃるとおり、収穫期が終わってから実際にはいろんなマッチングが始まるということは、これはこのとおり受け取りますし、そのときの分析もよくやっていただくにしても、やはり10分の1ずつ毎年やるというのは、計画としてはあまりに時間が掛かり過ぎていると思います。ですから、最初に相当程度スタートダッシュをよくやらないと、なかなか目標は達せられないと思っております。

3つ目として、私はやはり依然として熊本方式をデファクトスタンダードにした方が良いのではないかと思います。結局は、うまくいけば貸し手がたくさん出てきて、奥原局長が言われたように、それが需給バランスをしからしめる点だとすると、貸し手がたくさん出てきた場合には、やはり域外からの参入者あるいは異業種からの参入者をたくさん引き付けなければいけないということですね。したがって、そうした参入者も公平に扱うということが必要なのですけれども、先ほど農地情報公開システムの整備状況を見て、これは情報だけではなくて、貸し借りのトランスペアレンシーを担保する非常に良い道具、大事なインフラだと理解いたしました。

全体としては非常に可能性のあるものだと強く印象付けられました。ありがとうございました。

○金丸座長 ありがとうございました。本日、農水省及び熊本県、秋田県の両機構からお話を伺いすることができました。本当にありがとうございました。

この農地中間管理機構も制度が施行されてスタートしたばかりでございますので、いろいろな課題については、我々もポジティブに捉えさせていただいて、その課題については躊躇することなく次の手に生かされるような議論も深めてまいりたいと思います。是非、この農地中間管理機構の活動が今まで以上に本格展開していくことを願っておりますので、今後も引き続きこの点検会合を持たせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の「規制改革会議農業ワーキング・グループ」「産業競争力会議実行実現点検会合」合同会合を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。